

「営業秘密管理指針（改訂案）」に対する主な御意見及びそれに対する考え方

令和7年3月

○「営業秘密管理指針（改訂案）」について

該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
「営業秘密管理指針（改訂案）」全般	「営業秘密管理指針（改訂案）」の内容に賛成する。なお、指針（改正案）に対する直接の意見ではないが、生成 AI の発展に伴い、現状想定していない営業秘密の漏洩事例が生じる可能性があるのではと考える。生成 AI と営業秘密の関係については、「秘密情報の保護ハンドブック」を 2024 年 2 月に改訂し、生成 AI の利用と秘密情報の管理・利用の在り方等について紹介頂いたところではあるが、今後も、生成 AI 関連の新たな漏洩事例が生じた際は、同ハンドブックを改訂頂き、新たな漏洩対策について紹介して頂けるようお願いしたい。	「営業秘密管理指針（改訂案）」の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。また、御意見を踏まえ、「秘密情報の保護ハンドブック」の内容について、検討を継続してまいります。
P. 11 2. 秘密管理性について （2）必要な秘密管理措置の程度 ○（秘密管理措置の程度） ア 従業員及び役員に向けたもの	意見内容： 「ID やパスワードなどといった程度の技術的な管理措置や、」の記載について、秘密管理措置の対象が明示されておらず、趣旨が不明瞭であるため、例えば、次のとおりに記載することを提案する。 「ID やパスワードなどにより電子ファイルが保存されているシステム（外部クラウドサービスを含む）へのアクセスが制限されているといった程度の技術的な管理措置や、」就業規則や誓約書において当該情報の漏えいを禁止しているといった規範的な管理措置で足りる場合もある。	御指摘の点を踏まえ、明確性の観点から御指摘の記載を以下のとおり修正いたしました。 「会社のパソコン等へログインするための ID やパスワードなどにより秘密情報へのアクセスが制限されているといった程度の技術的な管理措置や、」

	これは 15 ページにある類似の追記部分（※）を参考にしたもの。 ※類似の追記部分（15 ページ）： なお、情報の内容・性質等からいって、当該営業秘密保有者にとって重要な情報であることが明らかな場合には、外部クラウドにアクセスするために I D ・パスワードなどが設定されているといった程度の技術的な管理措置や、就業規則や誓約書において当該情報の漏えいを禁止しているといった規範的な管理措置で足りる場合もある。 理由： 該当箇所の趣旨が不明瞭であるため	
P. 13 2. 秘密管理性について （2）必要な秘密管理措置の程度 ○（秘密管理措置の程度） イ 取引相手先に向けたもの	● 「取引相手先に秘密情報を提供している場合には、従業員に向けた秘密管理措置に加えて、当該取引相手先と秘密保持契約を締結した上で秘密情報を提供したかどうかポイントとなる。」との記載があるが、秘密管理性の判断において、秘密保持契約は必須ではないと思われる。 上述の記載については、通産省知財室監修「営業秘密ガイドライン」（51 頁）において既に示されている以下の記載とした方が良いと思われる。	● 御指摘を踏まえ、御指摘の箇所に脚注を設け、以下のとおり追記いたしました。 「ただし、相手方との秘密保持契約の締結がなければ、常に、秘密管理が不適切となるわけではなく、秘密保持契約をあらかじめ締結せずに営業秘密を相手方に開示したとしても直ちに秘密管理措置を欠くことにはならないと考

	・ライセンス契約等の契約当事者間での秘密管理について、相手方との秘密保持契約の締結がなければ、常に、秘密管理が不適切となるわけではなく、その他の一般的な秘密管理が適切になされ、かつ、当該状況において当事者間に信義則上の義務が認められるような場合には、秘密保持契約をあらかじめ締結せずに営業秘密を相手方に開示したとしても営業秘密の要件を欠くことにはならないと考えられる。	えられる。」
P. 19 2. 秘密管理性について (4) 営業秘密を企業内外で共有する場合の秘密管理性の考え方 ①社内の複数箇所で同じ情報を保有しているケース ※注2	● 「学習用データ」と記載してしまうと、開発段階のみを対象としているように読めてしまう、すなわち、プロンプトとして入力する場合が対象にならないように読めてしまうように思われる。仮にプロンプトとして入力する場合も含まれるのであれば、「管理単位 C で秘密管理されている情報 α を生成 AI において利用していた場合」等と修正すべきと思われる。 ● 意見内容： 管理単位内で生成 AI を使用する場合であっても、自社で開発した AI のみならず、生成 AI サービスプロバイダー（第三者）から AI サービスの提供を受け、ファインチューニングや転移学習等に自社の学習用データを利用するケースが増えることが想定される。 そのようなケースであっても、「①生成 AI サービスプロバイダーが管理単位 C により入力された当該情報 α に監視目的での限定されたアクセスしかしない、あるいは一切アクセス・保	● いただいた御意見については、AI に関する今後の技術趨勢及び議論を注視しながら、次回改訂時の参考にさせていただきつつ、明確化の観点から、一部の御指摘を踏まえ、注2を以下のとおり修正いたしました。 「管理単位 C で秘密管理されている情報 α を生成 AI に利用していた場合であっても、その後、管理単位 C で当該生成 AI から当該情報 α が AI 生成物として生成・出力されることがあったとしても、当該情報 α が管理単位 C で秘密管理されているのであれば、管理単位 C で当該情報 α が生成・出力されたことの一事をもって、管理単位 C における秘密管理性が否定されることはない

	存しない場合（管理単位 C がオプトアウトを選択した場合を含む）において、②管理単位 C が秘密管理意思を持って生成 AI に当該情報 α を入力して分析・生成する行為」については秘密管理性が肯定される等を明記することを希望する。 理由： 自社の営業秘密であるデータを生成 AI に学習させる機会は今後増加することが想定される。本指針に想定ケースを追加することは、営業秘密として法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策となり得ると考えるため。 （参考資料） 日本ディープラーニング協会「生成 AI の利用ガイドライン」 https://www.jdla.org/document/	と考えられる。また、管理単位 D で当該生成 AI から当該情報 α が AI 生成物として生成・出力されることがあったとしても、当該情報 α が管理単位 C で秘密管理されているのであれば、管理単位 D で当該情報 α が生成・出力されたことの一事をもって、管理単位 C における秘密管理性が否定されることはないと考えられる。」
--	--	--